

## 令和5年第5回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和5年5月19日（金）9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- |     |      |    |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番  | 池田良枝 | 出席 |
| 2番  | 中田美穂 | 出席 |
| 3番  | 小城和之 | 出席 |
| 4番  | 市川洋  | 出席 |
- 4 出席職員
- |        |      |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課  | 重安千陽 |
|        | 横峰路子 |
|        | 丸茂宣潔 |
|        | 大庭史善 |
| 生涯学習課長 | 川村恭彦 |
| 生涯学習課  | 武田宜裕 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第5回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、中田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。会期は、本日5月19日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

### 議案第10号 学校における働き方改革取組方針の一部改定について

小西教育長 日程第2「議案第10号 学校における働き方改革取組方針の一部改定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 学校における働き方改革取組方針ですが、大竹市立学校の実態をふまえて、令和元年6月28日付けで策定しました。また、大竹市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則及び大竹市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を令和2年7月22日付けで制定したことに伴い、取組期間や目標などについて改定しました。

この度、広島県教育委員会が学校における働き方改革取組方針を令和5年3月に改定したことを踏まえ、一部改定しました。

主な変更点について説明します。「Ⅰ改定に当たって」の「1 現状・課題」では、調査の実施年月を新しいものに改め、調査結果も新しいものに変えています。「2 改定の趣旨」は、今回、取組方針を改定するにあたっての趣旨を示しています。

「Ⅱ 目指す姿・大竹市教育委員会及び大竹市立学校の役割」の「2 大竹市教育委員会及び大竹市立学校の役割」では、(1) 大竹市教育員会、(2) 大竹市立学校では管理職と教員とに分けて、それぞれがすべきことを個別に示しています。

「Ⅲ 期間・目標」ですが、「1 期間」を令和5年度から令和7年度としています。

「Ⅴ 取組内容」の「1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」の(7) 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進では、学校運営協議会制度についてをウとして付け加えています。また、(8) 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の検討については、すでに実施できていると考え、削除しています。「2 部活動指導に係る教員の負担軽減」の(3) 外部団体等との連携については、部活動の地域移行を踏まえて削除しています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

市川委員 働き方改革の中で、教員数が少ないという状況が生まれていますが、教員数の確保という点では、大竹市はどういう状況ですか。

事務局 教員数については、必要な数を現在は確保できていると思います。

小城委員 働き方改革は、勤務時間の超過によるものが多く、そこから時間を削減して中身の質を上げていくことが絶対的に必要だと思うのですが、今の先生方の就労時間が減ることによって、子供たちへの良い教育の質が損なわれないように担保するのか教えてください。

事務局 目指す姿のところにあるように、本方針に基づいた取組みを進めることによって、教員が子供たちと向き合う時間を確保することができ、教育の質の向上を図る事が出来ると考えています。

小城委員 行事を減らしたりというような事は考えていないのでしょうか。

事務局 教育課程については、「教員の働き方改革にも十分配慮した教育課程の編成・実施を検討する。」という文言は削除しました。これは、働き方改革に繋がるように行事の精選等踏まえた上でということで削除をしています。いろいろな行事を実施していく中で必要な行事は残しつつ、あるいはやり方を工夫しながら、教員の負担も減らしつつ、質が下がらないように考えています。残すべきものはきちんと残し、工夫をしながら進めていけるようにしています。

池田委員 アンケートの調査は、大竹市のものなのでしょうか。「時間外勤務が月45時間を超える教員の割合」は減っているのですが、「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合」が減っているという状況は、前回の改定から決して良い状況になっていないということを教育委員会としてしっかりと捉えないといけないと思います。

そして、小城委員からもあった子供と向き合う時間についてですが、本要綱の「Ⅱ 目指す姿・大竹市教育委員会及び大竹市立学校の役割」のところに、「学校

の総業務量を意識しながら、普段の改善・見直しを進めていく」とあります。子供と向き合う時間以外のところの業務をいかに削減していくかというところが重要になると思いますので、教育委員会としてもお手伝いできることがあれば、進めていってもらいたいと思います。今までも随分見直しがされてきたと思いますので、さらに進めていただければと思います。

中田委員 直接子供たちに関わる時間を確保するためには、事務処理などの他の方に委ねられる業務があれば、そちらを補助の方をお願いする必要があると思います。このような改正をしようとする以上、そういった補助を入れていくべきではないかと思います。

小西教育長 事務局長 そのあたりで実際に取り組んでいるところがあれば、紹介をしてください。  
事務局長 まず先にご質問のあったこの意識調査の結果ですが、これは大竹市に勤務する教員の意識調査の結果です。委員がご指摘されたように前回のものと比べて、数値が若干減っています。

「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合」については、少し下がっている状況ですが、実際に「時間外勤務が月45時間を超える教員の割合」や「月80時間を超える教員の割合」は毎月集計をしています。少しずつ減ってきています。実際の超過勤務の状況としては、時間としては改善をしている状況です。しかし、学校によってのばらつきが非常に大きく、また、中学校については部活の時間が入りますので、なかなかすぐに大きく減るということには結びつきにくくなっています。そのため、先生方の意識として子供と向き合う時間がなかなか担保されてないというような意識に結びついてしまうのではないかなと教育委員会では分析をしています。教員が本来すべき仕事でないものは、現在、スクールサポートスタッフという方々が県の費用で配置されています。スクールサポートスタッフの方に、学校の方から、印刷であるとかその他やってほしいことを依頼をして、業務の負担を軽減するようにしています。

小西教育長 事務局が説明したように、解決を図っていくには、人員が必要であって、そのあたりは、県費の職員であったり、市費の職員を加配として、考えていかないといけないと思っています。

私自身の経験から働き方改革で思っていることがあるのですが、初任者が入ってきて、教師として力量をつけていくためには、放課後に先輩の先生から学校っていうところは子供たちの悩みを聞いて、こういうふうに指導したらいいよというような、コミュニケーションの場が非常に重要でした。ただ、時間外勤務が多くなってくると、事務処理が終わったら終わりとなり、なかなか教職員の力がついていかないという難しいところも実際あるのかなと思います。人材育成というところで大変重要なことであり大きな課題だと思います。例えば、中学校の教諭で4月の時間外勤務が大きく超過しているということもありますので、教員によっては結構多い現状もあります。そのあたりの指導もしていかなければならないと思っています。中学校は、先ほど言ったように部活もあり、土日の勤務もあるため、現状は確かにあります。

市川委員 働き方改革の勤務の時間は、10年、20年位前からずっと言われてきてい

ます。10年ぐらい前から、教員が出勤しパソコンのスイッチを入れ、退勤時にパソコンを閉じる間の時間の1ヶ月の統計を取り、もし、1ヶ月の中で45時間以上とか80時間以上時間外勤務をしているようだったら、教員を呼んで、なぜこれだけ長く時間がかかっているのか検討したり、全体で水曜日に学校で取組みとして時間削減を図ってきたりしてきたと思います。それをずっと続けても、未だに解決しないということは、どこに問題があるのかということや、それぞれの学校での取組みの交流が図られていないのかなと思います。今、中学校の課題が出たのですが、中学校は部活があるので、学校に寝泊まりしてる先生が昔はいました。そういうところからはかなり精選化されてきていると思うのですが、未だにそういった実態が改善されていないということは、やはりもっと改善を図るための工夫がいるのではないかなと思います。

事務局 超過勤務については、毎月の校長会において管理主事から学校ごとに、個人の先生の超過勤務の状況について報告があったものを、それぞれの学校にお返しすると同時に、毎月の全体の超過勤務の状況等を校長会で資料として、校長先生方にお渡しをして、管理主事から指導をしています。校長先生方もその資料を基に、多くの超過勤務がある教員については、なぜそのような状況になっているのかというところの話を聞きながら改善できるところについては改善するように指導を繰り返しているところです。校長先生からお話を聞くと、ご自身の働き方のスタイルが変えられない先生も中にはおり、繰り返し話をするけれど、もうこれが自分のペースだしここまでやりたいんだという思いもあり、一生懸命仕事をされるのですが、繰り返し言ってもそこが変わらない先生も中にはいるという話も聞いています。ただ、教育委員会としても管理主事から、まずは先生方が健康でないと子供たちに向き合うといっても、疲れた状況で向き合っても良い教育はできないので、そのところをしっかりと伝えてくださいということ、毎月お願いをして、先生方の意識も変えていただいています。とはいえ教員の仕事というのは、ここで終わりというわけではないので、メリハリをつけて帰れるときには帰る、一生懸命やるときに一生懸命やるというようなところを、これからも繰り返しお伝えをしていかななくてはいけないなと思っています。この超過勤務の調査と併せて、子供と向き合う時間の確保については、若干数値は下がっています。また、やりがいについては、少し上がっています。なので、なかなかそこが難しいところではありますが、健康に留意しつつ、先生方が子供と元気に向き合えるようにこれからも取組みを進めていきたいと思っています。

池田委員 やりがいが伸びていると聞いて、すごく安心しました。先生達の気持ちは、子ども達に伝わるし、その部分が、子供達に対する姿勢にすごく結びついてきます。健康もちろん大事ですが、その教育もすごく反映されていくところなので、とても安心しました。それから、今とても課題になっている部活については、文部科学省からも外部委託という話も出てきているので、これからまたしばらく様子を見守って行く必要があると思います。教育委員会としても、学校と連携しながら、外部委託に早く移行できるようにしておき、負担の軽減ができるよう

にしていだければと思います。

小 城 委 員 「V取組内容」のところに、ICTの活用促進とありますが、数年前にタブレットの配布など、すごいスピードで進んだと思います。せっかくICTの活用促進とあるので、検討をどんどん進めていただいて、業務改善に繋がるようなものを構築していかないといけないと思いました。ICTを実際にどのように使って、何をどうか改善していくのか、しかしながら、使っても改善されない原因が何かというところもしっかり把握して進めていただけたらと思います。

小西教育長 ICTを導入して、今年で3年目になり、年を追うごとに各学校で活用が定着してきています。主には学習面で、教育効果を上げるためにどのように活用していくかという視点での研修等の取組みを進めているところです。また、教職員の業務改善という視点でどのような活用ができるかということも考えていきたいと思っています。ICTについて、何かもしあれば、紹介してください。

事 務 局 ICTの活用促進のためタブレットが導入され、これまで紙ベースだった資料がデジタルになるという利点を使って、教職員間で共有し、授業で使う事ができるようになりましたし、子供達が考えを記入したのも、教員の手元にいっぺんに集まるので、指導がしやすくなっています。そして、タブレットドリルを使っている学校は、子供達が、随時正解かどうか分かり、その結果も教員に届くので、その結果を持って子供達のできてないところも把握しやすくなっていると聞いています。アンケートを集計する時が大きいと思うのですが、これまで子供たちが書いたものあるいは保護者の方に学校評価等で紙に書いたものの集計することに時間がかかっていましたが、今は、入力されたものが集約されてすぐグラフ化できるので、時間がかなり短縮されているのではないかと思います。

小西教育長 その他どうですか。この働き方改革については、しっかりと取り組んでいかなければならない大きな課題ですので、また委員の皆様にご意見等頂けたらと思います。

これをもって質疑の方は終結いたします。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

### **議案第11号 令和6年度に大竹市立小中学校で使用する教科用図書の採択に関する基本方針の制定について**

小西教育長 日程第3「議案第11号 令和6年度に大竹市立小中学校で使用する教科用図書の採択に関する基本方針の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 令和6年度より、小学校で使用する教科用図書が変更することとなっていますが、公立学校で使用する教科書の採択については、その学校を設置する市町教育委員会に権限があり、適切かつ公平な採択を確保するため、県が4月28日に

制定した基本方針に基づいた大竹市の基本方針を制定する必要があるとなっています。

あわせて、小中学校の特別支援学級に所属する児童生徒が使用する教科用図書を、その子の実態に応じて採択するための基本方針を制定するものです。

教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることがないように、適切に実施することとあわせ、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要であるため、「1 採択の基本方針」の「(1) 採択の基本」で、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること、「(2) 適正かつ公正な採択の確保」で、宣伝行為等に左右されず適正かつ公正な採択を行うこと、「(3) 開かれた採択の推進」で、教科書採択において公開する情報について、方針を定めるものです。

次に、「2 方法、組織及び手続き」です。これは、教科用図書を採択するための方法や組織、手続きについて定めるものです。「(1) 小学校用教科用図書について」ですが、アは、採択する教科書について、イは、大竹市教育委員会が採択の責任を明確にするとともに説明責任を果たすための、採択組織や手続きについて定めるものです。採択組織として、(イ) 教育委員会 (ウ) 選定委員会 (エ) 調査員を定めます。「(イ) 教育委員会」は、採択に関する方針を定め、選定委員会に諮問し、答申をうけ審議及び採択を行います。「(ウ) 選定委員会」は、調査員へ調査研究の観点を示し、調査報告書により採択する教科書について理由をつけて教育委員会へ答申します。なお、地域の特色や多様な意見を反映させるため、選定委員は有識者や保護者代表で構成されています。「(エ) 調査員」は、選定委員会から示された観点等に基づき、専門的な視点から調査研究を行い、教科用図書の特徴について意見を付した調査報告書を選定委員会に提出します。なお、調査報告書を作成した者と、調査報告書をうけて答申を行うものが同一人物であってはならないことから、調査員と選定委員は重複しないこととなっています。ただし校種が異なる場合は重複しないため、この限りではありません。「(2) 中学校用教科用図書」については、原則令和4年度採択の教科用図書と同一の教科用図書を採択することとなります。「(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」については、特別支援学級に在籍している児童生徒の使用する教科用図書で、その子の実態から検定済教科用図書を使用することが適切でない場合に選定する教科書を採択する方法について定めています。この8月の教育委員会定例会において採択していただくこととなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

市川委員 選定調査員・調査委員を定めて教科書の調査をしていくということなのですが、教科書の採択については、これからの主体的対話的で深い学びに向けて、大切な要素だと思います。ただ、先ほどの話とちょっと矛盾しているところは、働き方改革で随分と教員の時間を取っているのに、その上で教科書の方もしていかないといけないという事です。やはり教科書のそういった調査をしていくことも大切な部分なので、委員になった教員には、教材研究をしっかりと、各図書

の特色をあげて欲しいと思います。例えば国語でいくと6社あり、国語と書写に分けると12冊の教科書を見ながら、それぞれの図書の特色を上げていくということになります。今回も一緒のものにとかいうのではなく、平等に各図書の特色を見ながら判断していくというのが大切だと思います。挿絵だけを見て、この出版社が綺麗なのでここにとかいうのではなく、言語や単元構成等の学びの視点に沿って、各社を見ていくということをきちんとしないと、今まで通りの出版社にということになります。その辺をしっかりと見とっていただきたいと思います。

事務局 調査員に何名かお願いをしていますので、今度全体会の時に分担をしながら効率よく進めていただくように確認をしていきたいと思います。ただ、前のものの踏襲、あるいは、安易に決めることのないように、その観点に基づいて調査をしてくださいと調査員に示していますので、報告を聞きながら考えていけるように進めていきたいと思います。

池田委員 令和6年度からの小学校の教科書採択にあたって、デジタル教科書をどのぐらい調査をするのか決まっていますか。

事務局 デジタル教科書については、文部科学省からその採択事務の処理についてという通知が来ていますが、その中で、教科書の採択については、紙の教科書を決定する行為であり、調査検討の対象は紙の教科書であることが基本であると示されているため、基本的には紙ベースの配られる見本本を中心に調査をしていくことになると思います。

ただ、英語については、令和6年度以降に学習者用のデジタル教科書を紙の教科書と合わせて提供する予定となっています。これについては、考慮の1事項と示できると示されており、英語についてはデジタル教科書の見られるようなものも配布をされているので、そこが調査の参考になるように、選定の観点に加えていくかどうか今検討しているところです。

市川委員 先ほどのICTの活用についてですが、全国的に1人に1台のタブレットが配られているということについては、劇的なことだかと思います。しかし、メリットとデメリットもあるのではないかと思います。今回の教科書の選定については、ペーパーが中心になってくると思いますが、これからのことを考えていくと、ペーパーの教科書があったらそれに対するデジタル教科書があるため、1回決まって、次のときに違う教科書会社が採択されると、デジタルからペーパーへ変えていかないといけないというデメリットになってくる可能性もあると思います。一回決まるとそれが次の年も次の次の年もというように流れていく危機があるので、そのあたりも踏まえて、メリットデメリットを明確にしていくことが必要ではないかなと思ってます。

小西教育長 そのあたりも、十分慎重に考えて行く必要があるとご意見を聞いて思いました。

ありがとうございます。

池田委員 採択については、先ほどのペーパーで行うということだったので、現時点では問題ありませんが、今後デジタル教科書を導入していくうえで、市川委員が言

われたことは、検討していかないといけないことだと思います。デジタル教科書を導入する段階で慎重に採択する必要があります。デジタル教科書が今年はあるけど、来年はないというようなことにならないように、導入の段階でしっかりと検討する必要があると思います。

市川委員 選定委員会が始まる前に、徹底して欲しいことは、調査員等が決まってくると、教科書会社が家に押しかけたりとかして、ちょっとした手土産を持って来たり、付きまってくるということがあります。それぞれの職員の対応にかかわってくるので、そこらあたりのことをきちんと説明していくことが必要じゃないかなと思います。

小西教育長 わかりました。そのあたりについても、調査になった教職員等と当然管理職を含めこちらから指導していきたいと思います。

その他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 協議・報告事項 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

小西教育長 日程第4「協議・報告事項 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行となりました。これに伴う、学校における新型コロナウイルス感染症対策について報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことにより、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。これを受けて学校では、改定されたマニュアルに沿った対応を行っています。

主な改定点について説明します。まず、「平時」については、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが重要であるとする一方で、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこととしています。これまで、毎日の検温をして健康カード等を提出するよう、保護者へお願いしていましたが、これも必要なくなりました。ただし、「感染が流行した場合」は、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を一時的に講じることが考えられるとされています。そのほか、具体的な場面における対応について、健康観察や換気の確保、手洗い等については、先にお話ししたとおりです。



マスクについては、これまでどおり、着用を求めないことを基本とし、着用の有無による差別や偏見等がないように適切に指導することとしています。

清掃については、通常の清掃でよいこととされ、別に行っていた消毒作業は不要となりました。また、給食については、感染流行時には「近距離」「対面」「大声」での会話を控え、身体的距離を確保することとされていますが、黙食は不要とされました。

なお、出席停止の措置については、感染が判明した場合にとることとし、停止期間は「発症後5日経過、かつ、症状が軽快後1日」とされています。濃厚接触者の特定は行われませんので、家族等の濃厚接触者となった場合も、出席停止の対象にはなりません。

5類感染症移行後の対応については、保護者へのお知らせを配付し、理解と協力を得るようお願いしています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑、ご意見はありませんか。

池田委員 以前コロナの時は、給食を食べるときに全員が前を向いて黙食をしていましたが、それより前は、班で向き合って食べていました。今の学校の給食の時の状況は、どのようになっていますか。

事務局 コロナ以降、どのような隊形で子供たちが給食を食べているかということについては、把握をしておりません。学校によっては、話をして遅くならないように、元から前を向いて食べるようにしていた学校もあるので、そういった学校はそのままではないかと思います。そうはいつても、まだ黙食の状況が抜けきっていないけど、子供たちもちよっとずつお話をしながら給食を食べているというようなことは聞いています。

市川委員 新型コロナウイルスの感染対策についてですが、今は加えてインフルエンザの方が猛威を振るっており、感染症対策としては新型コロナウイルスに似ていますので、手洗いや健康観察などしっかりとっていったらいいのではないかなと思います。様々な資料を見ると、学校が責任持ってという形で示されていたものが、今は、校長が責任を持って学校を組織化しながら進めていくということが、前面に出てきたのかなと思っています。校長が責任を持って取り組むということは、PTAや保護者、地域の学校医さん薬剤師さんも踏まえて、取組みを全面に出しておかないと、後から何かあったときに、何もしてないように捉えられて困りますので、例えばPTA総会でもいいですし、学校だよりでもいいので、学校の方でどこかに取組みを示していくということも大事なのではないかと思います。実は昔、私の勤務していた学校に強いアレルギーを持った児童がいたので、アナフィラキシーの症状が出たときの対応として、年度初めの4月、5月に専門の先生を呼んで、教員とPTAの代表と消防士と一緒に研修を行ったことがあります。そのように学校が対策を講じていることをPTAや地域の人、学校医や薬剤師さんと協力しながら学校における保健管理体制というものを示しました。どこかの時点で学校等と連携していく必要があると思います。

小西教育長 今、おっしゃられたようなことは、学校では結構取り組んでいるところがありますが、ご指摘の通り、いかに情報を発信して理解を得ているかっていうとこ

ろが難しいところです。市民の皆さんへの発信等については学校もそうですが、教育委員会事務局も連携して、しっかりと取組みを発信していかなければならないとご意見を聞いて思いました。情報を発信するためには環境面からも、予算面からも課題が出てくると思うので、そのあたりはこちらサイドでしっかりと考えて参りたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

池田委員 今、インフルエンザが流行っていて、今朝のニュースでは、東京、大分、宮崎で休校になっており、体育祭で広がったのではないかとされています。マスクなしで大声で応援できるようになり、体育祭の直後に膨れ上がって休校になったとニュースで報道していました。大竹市内でインフルエンザの状況はどうなっているのでしょうか。また、体育祭に向けて感染面も徹底していかないといけないのではないかと感じましたがいかがでしょうか。

事務局 インフルエンザの状況ですが、新年度になってからしばらく小学校の方で増えていた状況があったのですが、だんだんと落ち着いてきて昨日はインフルエンザでの欠席はありませんでした。ただ、暑い日も続きますので、運動会体育祭の練習が始まってくると特に熱中症の心配があります。当然マスクを外すことになるので、互いの距離を取る、大きな声を出さないという指導がこれから必要になってくると思います。学校の方とも連携をして、体育祭等の練習中に感染が広がらないような対策をするなどの指導をしていきたいと思ひますし、子供たちのインフルエンザの罹患状況については、毎日教育委員会で把握をしていますので、その広がり状況によっては、再度学校の方にも指導していきたいと考えています。

小西教育長 他に質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 無いようですので、協議を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思ひます。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和5年第5回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時31分】

.....